

コロナ感染で病気休暇を申請 する場合、診断書不要に！

働きやすい職場環境を



◆ **通知の内容**

コロナ感染に関わる服務で「職免」となっていた取扱いはすべて廃止になります。

その上で、「職員が新型コロナウイルス又は季節性インフルエンザに感染し、病気休暇の申請にあたっては、診断書の提出は不要とする。ただし、病気休暇の承認にあたっては、申請者が医療機関を受診のうえ、承認者は申請者に対し処方箋等の提示を求め、その内容を確認した上で行う。」と

府教育委員会は5月2日、各市町村教育委員会・教職員人事主管課長宛てに「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う教職員の服務について（通知）」を出しました。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5月8日に、5類感染症に変更されます。変更と合わせて、感染症対策の基本的対処方針は廃止されます。

豊中教職員組合

とよなか

2023年 5/8

No.6 4 0

〒560-0054

豊中市桜の町3-12-10 3F

TEL (06) 7161-4161

FAX (06) 7161-2511

WEBページ 検索：【全教豊中】

しています。

○「処方箋等」に関して

↓領収書と合わせて、治療薬の画像（本人に処方されたことがわかるもの）や薬の紙袋等
解熱剤などの処方でもコロナ感染と認められていれば可

○長期間の発熱や咳などの風邪症状が継続する場合は？

↓再度診断が必要。コロナ、インフルエンザ以外の診断は診断書が必要になる。

○簡易検査キットでの陽性反応でも診断書が不要になるのか

↓簡易検査キットの陽性反応では不可。医療機関での受診が必要。

組合から要求

大教組は、この間、府の職員労働組合とともに「5類引き下げ後」の対応について当局と折衝を行い、粘り強く要求をしてきました。

大教組は、今回の「職免」が廃止されることに対して、まだコロナの脅威が消えた訳ではなく、引き続き警戒が必要であり、拙速な判断はすべきでない」と主張。さらに、コロナやインフルエンザが「病休」扱いになるのなら、いちいち診断書を求めることで教職員の負担が増し、体調が悪くても無理して出勤する教職員も出てくることも予想されるため、「病休」取得の際の負担軽減を強く求めました。

それを受けて、府教委が協議した結果、今回の「診断書不要」となりました。

また、府立学校での「在宅勤務」について継続することも府教委は市教委へ同時に通知しています。